

㊟ ㊿ 予定建築物等の用途の変更許可申請書	
(宛先) 池田市長 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 住所 申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) TEL ()	※ 手数料欄 年 月 日 手数料 円 収納済 係員
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
開 発 登 録 簿 の 番 号	
建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 敷 地 の 所 在 及 び 地 番	
開 発 許 可 を 受 け た 予 定 建 築 物 の 用 途	許 可 を 受 け よ う と す る 建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 用 途
許 可 を 要 す る 理 由	
※ 受 付 欄	<div style="text-align: center;"> ※ 許 可 欄 第 号 年 月 日 この申請を許可します。 池田市長 印 </div>
※ 備 考	(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、池田市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、池田市を被告として（訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
注) ※印欄は、記入しないこと。	

申 請 代 理 人 住 所 ・ 氏 名	TEL ()
------------------------	---------